

板橋区立保育所給食材料の購入等に関する要綱

(令和 6 年 3 月 21 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区立保育所（以下「保育所」という。）において調理する給食で使用する給食材料（精米、パン、牛乳及びヨーグルトを除く。）の購入手続について必要な事項を定めるものとする。

(納入事業者の資格)

第 2 条 納入事業者は、区立保育所の公共性を認識し、その運営形態と保育園給食に理解を示し、日々の献立に応じた細かな要請に誠意をもって対応しなければならない。

2 納入事業者は、次の条件を備えたものでなければならない。

(1) 立地条件 板橋区内に営業所又は製造加工の施設があるものとする。ただし、板橋区内で調達できない給食材料については、配達可能な地域に営業所又は製造加工の施設があるものとする。

(2) 信用状況

ア 保育園給食に理解を有し、社会的信用を有する者でなければならない。

イ 経営状況が良好であり、直近 1 か年の納税義務が履行されていなければならない。

(3) 衛生状況

ア 食品衛生に関する法令が守られ、従業員の健康管理も充分行われていなければならない。

イ 給食材料の保管・運搬について衛生上必要な設備がなければならない。

(4) 供給能力 仕入、製造、加工及び運搬に十分な能力を有し、給食材料を容易に指示された期間に指定の場所に、適正な価格で納入できなければならない。

(5) 東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 6 日区長決定）に基づき定めた暴力団等排除に関する特約条項（委託その他の契約及び請書）に反してはならない。

(委員会の設置)

第 3 条 保育所で提供する給食材料の納入事業者の選定を行うため、委員会を設置する。

2 前項の委員会は、委員長及び委員 4 名以内をもって組織する。

3 委員長は、保育運営課長をもって充てる。

4 委員は、保育運営課保育運営・給食係長、保育運営・給食係副係長（栄養士）及び保育運営・給食係担当職員をもって充てる。

5 委員会の庶務は、保育運営課が処理する。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず、会議を開いて議事を行う必要がある場合において、委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

(協定書の締結)

第6条 第3条第1項の選定を受けた納入事業者（以下「選定事業者」という。）は、板橋区長と納入に関する協定書（様式第1号。以下「協定書」という。）を締結するものとする。

- 2 前項の協定書において、選定事業者の納入先の保育所を指定し明記するものとする。

(選定事業者の取消・辞退)

第7条 本要綱及び協定書に反し、又は板橋区長が不相当と認めた場合は、選定を取り消すことができる。

- 2 選定事業者は、当該選定を辞退する場合は、辞退しようとする日の2か月前に板橋区長へ申し出なければならない。

(給食材料の発注)

第8条 各保育所は、区が作成した献立に基づき、発注書により選定事業者へ発注する。

(納入する給食材料の条件)

第9条 選定事業者が納入する給食材料は、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 保育所の指示する規格のほか、品質、鮮度等が常に良好であり、その価格が適正なものでなければならない。
- (2) 前号の給食材料は、可能な限り国産のもの、遺伝子組み換えでないもの等、安全性が確保されたものでなければならない。

(納入)

第 10 条 選定事業者は、給食材料を輸送する際の温度管理を適切にし、冷蔵品・冷凍品については納入時に表面温度の計測を行うものとする。

2 選定事業者は、給食材料を納入するときは、納入の都度保育所に納品書を提出しなければならない。

3 前項の納品書には、給食材料の品名、単価、重量又は個数、金額及び合計金額を記載しなければならない。

(検査等)

第 11 条 選定事業者は、保育所への納入時に給食材料の検査に立会うものとする。

2 納入した給食材料に不良品があった場合は、当該給食材料を引き取り、及びこれに代わる給食材料を遅滞なく納入しなければならない。この場合において、当該給食材料の納入に要する経費、損害その他の費用は、すべて選定事業者の負担とする。

3 選定事業者が納入時の検査に立ち会わない場合、当該検査の結果に対して異議を申し立てることができない。

(請求及び支払方法)

第 12 条 選定事業者は、検査に合格し、納入した給食材料の代金を所定の手続きに従って区に請求するものとする。

2 前項の請求は、納入した月の分をまとめて翌月の 5 日までに行うものとする。

3 区長は、給食材料の代金を支払う場合、選定事業者の指定する預金口座へ、前項の請求があった日から起算して 30 日以内に振り込むものとする。

付 則

1 この要綱は、区長決定の日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に保育所に対して給食材料の納入を行っている事業者については、第 3 条第 1 項の選定があったものとみなす。

板橋区立保育所給食材料の購入等に関する協定書

板橋区（以下「甲」という。）と給食材料の納入事業者（以下「乙」という。）は、板橋区立保育所（以下「保育所」という。）において調理する給食で使用する給食材料の購入等に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、保育所の給食材料の購入等に関して、給食材料の衛生管理の徹底、品質の確保、発注及び納入の適正化・円滑化を図ることを目的とする。

2 乙は、保育所の公共性を認識し、その運営形態と保育園給食に理解を示し、日々の献立に応じた細かな要請に誠意をもって対応しなければならない。

（期間）

第2条 この協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。なお、この期間満了前までに当事者の一方又は双方から申し出がないときは、期間は1年延長するものとし、その後も同様とする。

（発注）

第3条 甲は、発注書により乙へ給食材料の発注を行うものとする。

2 前項の発注書において、発注する給食材料の品名、数量等を明示するものとする。

3 甲は、災害その他やむを得ない理由により、第1項の発注書の内容を変更する場合は、納入日の2日前までに、乙にその旨を通知するものとする。

（納入する給食材料の条件）

第4条 乙が納入する給食材料は、以下の条件を満たさなければならない。

(1) 保育所の指示する規格のほか、品質、鮮度等が常に良好であり、その価格が適正であること。

(2) 前号の給食材料は、可能な限り国産のもの、遺伝子組み換えでないもの等、安全性が確保されたものであること。

（納入）

第5条 乙は、第3条により発注を受けた給食材料について、甲の指定する場所及び日時に遅滞なく納入しなければならない。

2 乙は、給食材料を輸送する際の温度管理を適切にし、冷蔵品・冷凍品については納入時に表面温度の計測を行うものとする。

3 乙は、給食材料を納入するときは、納入の都度保育所に納品書を提出しなければならない。

4 前項の納品書には、給食材料の品名、単価、重量又は個数、金額及び合計金額を記載しなければならない。

5 ディーゼル自動車を使用する場合、ディーゼル規制適合車を使用するものとする。

（検査等）

第6条 乙は、保育所への納入時に給食材料の検査に立会うものとする。

2 納入した給食材料に不良品があった場合は、当該給食材料を引き取り、及びこれに代わる給食材料を遅滞なく納入しなければならない。この場合において、当該給食材料の納入に要する経費、

損害その他の費用は、すべて乙の負担とする。

- 3 乙が納入時の検査に立ち会わない場合、当該検査の結果に対して異議を申し立てることができない。

(協定の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) この協定書及び板橋区立保育所給食材料の購入等に関する要綱(令和6年3月 日区長決定)に反し、又は甲が不適当と認めた場合
(2) 乙から協定書の変更又は解除の申出があった場合

- 2 甲又は乙は、この協定を解除するときは、解除しようとする日の2か月前までに、乙又は甲に申し出なければならない。

(損害賠償)

第8条 乙は、乙の責めにより事故が発生し、甲又は第三者に損害を与えたときは、当該損害について賠償しなければならない。ただし、甲又は第三者の故意又は重過失による損害は、この限りではない。

(権利義務の譲渡)

第9条 乙は、この契約から生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできない。ただし、甲の事前の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

(請求及び支払方法)

第10条 乙は、検査に合格し、納入した給食材料の代金を所定の手続きに従って甲に請求するものとする。

- 2 前項の請求は、納入した月の分をまとめて翌月の5日までに行うものとする。
3 甲は、給食材料の代金を支払う場合、乙の指定する預金口座へ、前項の請求があった日から起算して30日以内に振り込むものとする。

(その他)

第11条 この協定の履行に要する費用は、すべて乙の負担とする。

- 2 乙は、この協定の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
3 この協定書に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。

以上の協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、1通ずつ保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 東京都板橋区板橋2丁目6番1号

氏名 板橋区

印

乙 住所

氏名

印